

令和7年度「大阪IR（統合型リゾート）説明会」（第3回）
質疑応答要旨

■日時：令和8年1月27日(火) 18:30~20:20

■場所：豊中商工会議所 4階 大会議室

【質疑応答 概要】

（質問者1）

説明会、私2回目なんですけど、前にも一度出てきたんですけど、そのときもあんまりわからなかったんですけど、IRの略語の本元の字がどこにも出てこないんです。だからIRとカジノは一緒やと思ったんです。だから、カジノを開くためにこんな事業していて、僕もそれが腹立ってしゃあなかった。

しかし、今日説明聞いたら、その大きな面積を開放するためっていうかな、一般文化に使うためにやるんだということが今日わかりました。カジノ用じゃないってことだけ。

しかし逆に言うと、カジノを大阪府や大阪市がやるっていうことは、憲法違反だと思います。法律違反と地方自治法違反。大きな事業するのはいい、それからその中に、附属するというような事業はあり得るんです。だから、この事業の構成方法を考えた方がいいと思います。大きな、もう長いことかかってやった埋立地を、府民・市民のために使うんだという意味合いの事業と、それからその後人がようけ来たからしょうごとなしにこういうこともしようかという事業とは切り離して、それから事業主の説明も別々にする。そのぐらいの、地方公共団体としてのけじめを持ってほしいと思います。それだけです。

（回答）

まずIRは何の略かと言いますと、IRは英語でIntegrated Resortであり、統合型リゾートの略になっております。言われましたとおり、カジノだけではなく、IRというものは、国の法律に基づくものであり、カジノの収益を活用しまして、国際会議場なり展示場なりというMICE施設を設置し、MICEを誘致していく。そして他にエンターテインメント施設や日本の魅力、文化、伝統などを伝えていく魅力増進施設なども設置し、海外の方にも日本の魅力を感じていただき、来訪いただく。そういった施設になっております。

府市がするべきではない、カジノが憲法違反ではないかというご指摘をいただいておりますけれども、先ほども申しましたけれども、IRは国の法律でIR整備法というものに基づいてできているものでございまして、カジノに対してはしっかりとコントロールしていくというもとの、カジノ収益を活用しまして、MICEなり観光を促進して日本の経済を振興していくという制度でございまして。

大阪府・市としまして、これから観光産業に注力していくということが必要と考えており

ます。I R事業は、適正な手続きを踏まえて、府議会・市会の議決をいただきまして、国にも認定いただいたものでございます。今後も、着実にしっかりと進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(質問者2)

いろいろ広場を作ったり、ホテル作ったり、楽しむところとか、ショッピングするところを作ったりすることがわかりまして、1 ページ目なんですけど、そんだけいろいろ作って、事業期間たった35年で終わる可能性があるんですか。延長しませんってMGM大阪が言うたら、たった35年でせっかくいろんなことをしたのに、終わる可能性もあるってことですか。

(回答)

事業期間、資料にございますように35年間というのが、当初契約になっております。資料のところにも括弧して延長30年間と書いておりますが、当初期間の延長として原則30年間、合わせて65年間まで事業を行うことができるということになっております。事業者は事業期間満了に当たって、延長を申し出ることができますので、大阪・関西圏の持続的な経済成長ですとか、国際観光拠点の強化等の観点から、I R事業の継続を前提に投資計画を含めて府市と協議して、延長期間を決めていくという計画になっております。

(質問者3)

5ページのところに収支計画というのがあると思うんですけども、ノンゲーミング20%、ゲーミング80%ってありますけれども、世界でいろんなI Rやっているとところがあると思うんですけども、どんな都市をイメージしてこういう割合なのか、それでこの予算自体、年間の売上ってのはこれはマックスなのか、妥当なのか、ミニマムなのか、この辺のところについて少しお話をお聞かせください。

(回答)

売上5,200億円で、ノンゲーミング、カジノ以外の部分が1,000億円で、大体2割ぐらいで、ゲーミング、カジノ部分で4,200億円という計画になっておりますが、海外のI Rにおきましても、具体的な数字がそれぞれ国によっても違ってきますので一概には申し上げられないんですが、基本的にはこのI Rというのが、カジノの収益をもって施設を回していくというようなスキームになっておりますので、概ねですね、マカオでいきますと8割以上カジノの売上が占めておるといような状況になっております。

あとラスベガスで言いますと、カジノ部分の割合が低くて、ノンゲーミングの割合が高いという状況になっております。大阪I RにつきましてはMGMが中核株主に入っておりますので、海外での知見などを踏まえまして、これぐらいの売上でということで試算を

して出しておるものになります。

数字がマックスなのかミニマムなのかというようなご質問もあったかと思うんですけども、基本的には今の想定でということを出しておりますので、これが最小最大ということではなく、こういう想定で今計画を出しておるというものになります。当然、年間の売上等々につきましては、年によっても増減は多少あるでしょうし、ただそういった一定売上が落ち込んだ場合などのダウンケースにおきましても、事業として成立するというような検証はきちんとされているというものになっております。

(質問者4)

ゲーミング教室のことが書いてたと思うんですけども、12 ページなんですけども、ゲーミング教室などを通じた安全なプレイの推進っていうんですけども、ゲーミング教室っていうのは何なのか、そして安全なプレイってどうやって推進するのか教えてください。

(回答)

ゲーミング教室はどのようなものかと、安全なプレイということのご質問だと思いますが、まずゲーミング教室につきましては、危険なプレイ等の知識習得を目的としてカジノ自体日本で初めてということもありますので、プレイ時の注意点、初心者向けゲームの基礎知識、特性リスクの知識、リスクというのは、負けだしたらどうしても熱くなってまた更に負け追いまいたいな形で、さらに賭けてしまうというリスク、知識等の習得を促し、安全なプレイを推進するために、I R事業者が開催するものであります。カジノ区域への入場要件を満たす希望者を対象にしたもので、20 歳以上の方を対象としたもので、I R施設外には設置はせず、来場されない方までを対象としたものではありません。

大阪府・市とI R事業者は互いに緊密に連携協力を行いながら、依存症に対して万全の対策を講じていく目的で実施するものであり、自治体といたしましては、ギャンブル等依存症対策に正面から取り組んでいくこととしております。

(質問者5)

一番気になるのは賃料です。今、裁判かけられてますよね。賃料が400円か、なんぼやったか、全然違うような情報も出てますよね、メールとかで。これが違うかったらこの計画自身は全然意味がないと思うんです。前のときにも私来たんですけど、2021年のときのこの説明書と一緒になんですけど、それと今文句言いたいんですけど、そのときの方がもっとカラー刷りでわかりやすかったです。せっかくの説明会やけど、だんだんだんだん素朴になってわかりづらいのがとっても残念でした。それからさっき言いました、その賃料のこと、いろんな意味で、これは不確定っていうのか、裁判ぎたになっているのでこのままで説明されるのはすごく不誠実だと思います。

(回答)

賃料の方ですが、I R用地の賃料につきましては、おっしゃっていただいたようにいくつかの訴訟というのが今係属中ということになりますので、その点については、訴訟中ということでお答えを差し控えさせていただきたいんですが、そもそも賃料につきましては、土地を所管する大阪港湾局の方で不動産鑑定業者 4 社に鑑定依頼を行いまして、それぞれの鑑定者が責任を持って適正に鑑定したものであるということになっております。また、その賃料につきましては、不動産鑑定士、弁護士、会計士など第三者の専門家の委員で構成されます不動産評価審議会の審議を経て妥当という判断がされておまして、大阪市の戦略会議においても、I R事業者の提案募集の条件として決定されたものです。

なお賃料につきましては、当初 10 年間はそのまま固定ということになっておりますが、その後 5 年ごとに、市の一般的な基準である名目GDP変動率等に基づくスライド率等によって改定を行うというようなことを、契約において定めておるところです。

(質問者 6)

池田から来ました。いろいろあるんですよ、これ今読んで、非常に疑問を感じるんですが、いくつか絞ります。

まず前提として、法律で決められて、皆さんが進められてることなんですけれども、法律に決められてるけども実態として、カジノによって、あるいは博打によって、もう被害がたくさん出てるってことはご存知だと思うんです。ですから、いろんな対策も考えてますよということだと思うんです。僕はやっぱり根本的に、行政が法律に基づいてるから仕方ないんだろうけれども、考え方としてです。本当に国民・市民・府民に、悪い影響を与えるということがはっきりしてるような新しい博打場を、行政、国が作るという、これは本当に間違ってる。不道德。まず、それを前提にして読みました。

いくつかあるんですけれども、5 ページのところで、収支資金計画から事業工程です。これ以前私が聞いてた数字とかなり変わってるような気がします。そのあたりの説明がなかったように思うんですけれども。一番下の例えば初期投資額から借入金から出資。それぞれMGMリゾート、オリックス、少数株主がどれだけ出すかという数字が出てますけれども、最初皆さんが私達に説明してた資料を読むと、初期投資ってのは 1 兆 800 億円だったと思うんです。それが非常に大きく変わってるなというのが一つ。にもかかわらず借入金は変わらない。要するに投資を増やして、銀行は融資を増やしてないということですね。

それから出資金が、9,830 億円。これ最初は確か 5,500 億円ぐらいだったと思うんです。ということは、MGMリゾートとオリックス株式会社が、以前は 40%ずつ出して、少数株主が確か 20%ぐらいだったと思うんですけれども。要するに投資額が予想以上に増えたから、オリックスとMGMリゾートが出す分を増やしたということです。出資額を大幅に増やしたということです。これはもうこれ見てる限り内容を見てると、おそらく物価上昇、特に建築関係の資材とかから人件費等でそれが反映したんだというふうに取り取れるんです。

今の時点でこれですよね。現在の日本の経済状況を見たときに、この物価の上昇、賃金、あるいは資材等々が、これで止まる保証全くないです、はっきり言って。もう皆さんもそれはわかってると思います。そうなってくると、融資は増えない。銀行はわかってるから出さない。それから、少数株主も出さない。かぶったものは、主要なオリックスと MGM リゾーツでこれを増やしていかなきゃあないわけです。できないわけです。

そこに対する不安といいますか、不確定性といいますか、もっと言うたら、特にオリックスってというのは非常に多様な業種やっていますから、資本金大きいです。しかし、MGMについて言えば、さほどでもない。耐えうるのかという不安がある。可能性があると思う。そういう経済的な投資が行き詰まる可能性について、どういうふうにお考えなのか。要するにもう撤退せざるを得ないという状況の可能性ってのは僕はあり得ると思うんです、この数字と今の経済状況から。それが、特に MGMがそう言って撤退する可能性ということをどういうふうに思われているのか。

(回答)

ご指摘いただいたように、大阪 I R への初期投資額につきましては、令和 5 年 9 月と令和 7 年 9 月と 2 度にわたって変更を行っております。

当初の説明でその点触れてなかったことは申し訳ございません。今、おっしゃっていたように物価上昇等を背景に、建設資材価格や建設労務単価が高騰しておって、建設業従事者の高齢化、人手不足とも重なっておる状況ということでございます。このような状況下で、大阪 I R 工事特有の複雑、難易度の高い工事内容や厳しい工事環境等が複合的に相まって、事業費については増額せざるを得ない状況ということで、令和 7 年 9 月に今の 1 兆 5,130 億円に変更したものとなっております。

この変更の内訳につきましても先ほどおっしゃっていただきましたけれども、I R は民設民営事業でありますので、これらにつきましては、中核株主の出資によって対応するというようになっております。

事業者においては、建設コストの上昇による影響を抑制するために、これまでも施設の規模や機能を維持しながら、経費削減に取り組んできておりますし、今後も引き続き事業費圧縮に向けて努力していくものと考えております。

また、本事業は工事期間が長期にわたりますので、今後も、世界的な物価上昇や建設資材高騰といった部分で、建設コストの上昇につきましては、引き続き注視していく必要があると考えております。

(質問者 7)

カジノというのはいくらなんぼ言われても、博打ですから。昨日一昨日か何かトランプで各地で摘発されて捕まってきましたけど、あれとこれとはどんな違いがあるんですか。

私はやっぱり先ほどの方も言われたように、こんなカジノ、博打、こんなことしなくても、

I Rというか、カジノわざわざそんなもの入れなくたって観光の手段はいくらでもあると思いますし、こんなことで大阪の発展を促すようなことは絶対やめてもらいたいと思います。まずそれが一つ言いたいことです。

それとMGM大阪株式会社というのは書いておりますが、この会社は今存在しておりますか。今あるんですか、どこにあるんですか、その会社教えてもらったらそこ見に行きたいと思いますが、その会社現存しておりますか、それをお尋ねします。

(回答)

まず違法性の件のところに関してお答えさせていただきます。

カジノにつきましては、国での法制化の議論の中で違法性が阻却されるための考慮すべき要件として、目的の公益性、収益の扱い、運営主体の廉潔性、副次的被害の防止が適切になされているかなど8つの観点があげられて、議論がされてまいりました。I R整備法ではこれらの観点を踏まえ、制度設計がされており、全体として、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られているという国の見解があります。その見解をもとに大阪府・市としてはこのI R整備法に則り、カジノを含むI Rを設置することとしております。

MGM大阪についてなんですけれども、もちろん存在している会社になります。大阪市にございます。すいません、住所、細かなところまでは、今手持ちがございません。

(質問者8)

お話を聞かせていただいて質問をさせていただきたいと思います。

最後の別刷りのギャンブル依存症の取組についてということなんです、実は私はギャンブルの依存症ではないんですけれども、ある依存症を抱えている当事者の1人でありまして、アルコールなんですよね。アルコールに対する当事者で、悩みを抱えて、そして今回復をして、お酒をもう20年以上止めているという回復者の1人なんです、私の友人に、ギャンブル依存症の方がたくさんいらっしゃいます。ギャンブル依存症の方の当事者の話をずっとこの十数年来聞いてきました、彼らの経験。家族を崩壊させ、果ては警察に捕まり、犯罪を犯し、たくさんの人生の試練をですね、ギャンブルによって、傷つけ失ってしまった人たちがたくさんいらっしゃいます。それで、現在そのために、私達は人生をやり直すということ立ち上がっていくギャンブル依存症の方々をたくさん知っております。

ここに書かれているギャンブル依存症対策、I R整備法による規制ということで、カジノ施設への入場回数の制限だとか、厳格な本人確認、本人家族の申し出による利用制限措置、ATMの設置を禁止するだとかいうのは、私はもう茶番でしかないというふうに思っております。というのは、世界的にもそうなんですけれども、ギャンブル依存症も含めた依存症を抱える人たちというのは、問題が明らかになって、たくさんの人生でつまづいて、そして挫折してしまったときに初めて回復を自らが選ぶということスタートしてってるわけです。

国や地方行政がこうして勉強会を開きました、だから、ギャンブル依存に関しては万全ですというのは、はっきり言って絵に描いた餅にしか過ぎないんです。だからそれをいくら言葉巧みに、こうやって I R 整備法によって規制していますよ、ですから皆さん安心してくださいねと言われても、絶対に抜け道はあります。そしてそこからギャンブル依存症に苦しむ人たちは増え続けます。それについて、ここに書いてあることを読んで字面だけを読んでもらうので、全然わからないんです。

だからその点について、現状の医療保健衛生について詳しく教えていただきたいんですよ。

(回答)

I R 事業者の取組について、実効性があるかどうかということですが、まず I R 事業者の取組の中身に関しましては、依存症対策に関しましては、I R 整備法において日本人等を対象にした一律の入場回数制限や入場料 6,000 円の賦課、マイナンバーカードによる厳格な入場管理などを実施することになっております。大阪 I R においては、I R 整備法の規制になります。それらに追加して、I R 事業者の取組として、I R 区域において、24 時間 365 日利用可能な相談体制の構築で訓練されたスタッフによる視認と I C T 技術を活用した問題あるギャンブル行動の早期発見、本人申告による賭け金額や滞在時間の上限設定を可能にするプログラム導入を進めていくこととなっております。

さらに、大阪府・市におけるモニタリングに加え、外部有識者で構成する I R 事業評価委員会において評価することなど、モニタリングスキームを我々は構築しております。本事業が適切かつ確実に区域整備計画のとおり遂行される体制を確保しております。I R 事業者の依存症対策、防止対策の実施状況についても、区域整備計画に従ったものとなっているかなどを確認することとしております。

これらも含めて、今後も我々大阪府・市としては、依存症対策に関しましては、万全の対策を講じていくこととしております。

(質問者 9)

質問あるんですけど、確認だけ先にさせてほしいんです。先ほど、どこの国を例に、参考にというところでマカオということをおっしゃったかと思うんですけど、今までシンガポールと言ってたと思うんです。シンガポールは自国民を極力カジノに入れない対策をとっております。もうそれはすごく厳しいです。ここは細かく言いませんけど。日本は国内が 70% って書いてますし、カジノ事業者のオックスは、日本人がどんだけ来るか。採算が合うかどうかは、日本人がどんだけ 100% に近いぐらい来てもらわないとということを明言してました。これ確認しておきます。書いてないので。

それで私の質問なんですけれども、地域にどういう効果があるかっていうことで、雇用創出効果っていうのを、ずっと言っておられるんですけども、年に 9.3 万人とか、建設時に

は14万人とか、いろいろ書いてあります。I Rの施設の雇用が1.5万人とか書いておられるんですけども、近畿圏の2府5県の労働人口15歳から64歳を調べますと、2020年で1,322万人、これが2035年、I Rがもう開業した年で、5年後というところですけど、1,160万人と160万人減、毎年10万人以上が減るという計算になっております。I Rでは雇用が毎年9.3万人あるということで9.3+I R施設の雇用を合わせて10.8万人ってということなんですけど、10.8万人って言うてるんですけど、毎年10.6万人減るという計算なんですよ。それから、雇用が増えるといいますけども、そのときにこれだけ労働人口が減る中で、I Rの認定したところで専門家が言うております。それらによると、とにかく人手が足りない状況の中でどれだけ人を集めるかが大事だと。そのためには雇用環境とか賃金について十分考えなければならぬというような指摘をしております。

そこで、こないだありました万博ですけども、万博はもう本当に最初不便なところだとかいろいろ問題もありまして、人を集めるために、他の大阪市内の賃金の時給の1.6倍、多いときは2,500円というのを設定していた職種もありました。

その結果、他のところでは人材不足。雇用がみんな奪われて多くのところが倒産したりしていることが起こっております。1年、半年の万博でこれです。I Rができれば、もう30年、もっと言えば70年ですか、これだけ雇用を奪っていくということになるわけです。海外でもそれによって、中小企業はどんどん倒産しているということが起きています。これについて説明していただきたいと思っております。

(回答)

人材不足の点について、お答えさせていただきます。おっしゃるとおり、人口減少、超高齢化というものが非常に日本は進んでいる現状というところは、私ども認識しているところでございます。こういう労働力の需要の減少などが懸念される中において、こういった分野に注力していくかというところは、これから非常に重要になってくるものと私ども考えております。どういうところに注力していくかというところですけども、それは今後の市場が拡大していくなり、将来性が見込まれる成長産業へ注力していくことが必要であると考えております。

この点、観光の分野でございますけれども、2025年のインバウンド数が今月発表されたところでございますが、過去最高を更新しまして、約4,300万人となっております。その消費額につきましても過去最高となっております、インバウンドで約9.5兆円の消費額というところを2025年記録したところでございます。このように世界的にも著しい成長分野でございましてインバウンドにつきましても、私ども大きな可能性があると考えておまして、裾野が広い観光産業を日本における基幹産業へと成長させていくことが必要だと考えております。

そういう観光動向も踏まえ、I R整備法に基づくI Rを実現することによりまして、観光産業の基幹産業化を図り、大阪経済の更なる成長をめざしてまいります。

(質問者 10)

今、後ろの方が I R 整備法によるギャンブル依存症の規制について、要するに、別刷りの分ですよね、述べられてこんなものは絵に描いた餅だとおっしゃいました。これにつきましては私自分の論文でずっと批判しておりますので、今論文見ながら一つ一つ言わせていただきたいんですけども、カジノ施設への入場制限というのが 1 番目にあります。これは、例えば 7 日間で 3 回と書いてあります。ところがカジノへの入場は 24 時間です。だから月曜日の昼間に入って火曜日の昼間までおれると結局 2 日いるわけです。1 週間に 3 回って言うのはこれ 6 日いることで、これは依存症の人の状態としか言えないです。こんなものがどうして規制になるのか。

その次、厳格な本人確認で、マイナンバーカードを利用した入場規制というのがあります。マイナンバーカードはご存知のように、金融資産と紐付けられております。本人の承認が得られれば、それを見ることができます。I R 事業者は、そうしますと、この人はこれだけ財産持ってんねんから、カジノのためにお金を貸すという、そういう貸付も設定することができるわけです。ですから、これはギャンブル依存症規制と言いながら、むしろギャンブル依存症へ隠された道を開いていくものだというふうに考えております。

それから、家族等の申し出飛ばしまして、入場料の賦課ですけれども 1 回 6,000 円ってあります。こんなものが規制になるか、この金額でなるかっていうのは私すごく疑問です。6,000 円っていうのは、バイトをしていると 1 日 3 時間のバイトをしてる方が 2 日働けば入れる値段です。こんなんでもって入場料が高いからやめようかなんて思う人は誰もいません。2 日バイトしたら入れます。これに対して例えば先ほどもシンガポール出ておりましたけれども、シンガポールの場合はこれは入場課徴金が 100 ドルということになっております。100 ドルは現在の為替レートで 1 万 6,000 円ぐらい。このぐらいになるとやはりやめようかなんていうふうに思いますけれども、6,000 円でやめる人は誰もいないと思います。最初は、このカジノは外国人のためのものだから、日本人は大丈夫だよってというのが売り文句でしたけど、先ほども言われましたように 7 割が日本人でこんな安い入場料でどうやってストップさせるのかわかりません。

その次ですけれども、広告勧誘規制というのがあります。これは、I R 整備法で、I R の外ではビラ等の広告をしてはいけない、はり紙等の広告をしてはいけないということですが、テレビ、インターネットについては言及がありません。今、ビラなんかで誰も知ることはないので、テレビ、インターネット、SNS で知るわけなんで、これに対して規制がないって言うのはもう無規制そのものです。I R の敷地内では、はり紙することができるというふうに整備法では書いてありますけれども、子供も来て楽しめるというのが I R の売り文句やったはずです。ここへ来た子供さんたちがそのはり紙を見て、I R って何とか、どんな面白そうなもんやと思うの当たり前だと思います。だから、大阪市が最初に言っておられた家族みんなで楽しめるという、それにそういった宣伝文句が子供さんたちへ I R に

接触するチャンスを与えていくと思います。ですから、カジノに接触するチャンスを与えると思います。ですから、こんな先ほど絵に描いた餅と言われましたけれど、絵に描いた餅どころかこれは嘘八百だと思います。ですから、こんなものでは規制はできないし、規制これだけありますよと並べ立てておられる I R 推進局さんは何を考えておられるのかというふうに思います。

(回答)

依存症対策に関連する質問に関しましては、4 点あったと思います。

まず、入場制限に関しましては、ご指摘のとおり週に 3 回、月 10 回ってというのが日本人、日本在住の外国人も含めて、I R 整備法では決まっております。ご質問での見解のとおり、入場料は納付後 24 時間を経過する時までは改めての入場料が賦課されないこととなっております。例えば、夜に入場されてから日が変わって翌日に退場したとして、入場した回数は 1 回となります。ただし、カジノ施設の職員においては、見回りによる声かけや最先端の I C T 技術などを駆使した、問題あるギャンブル行動の早期発見に努めることになっております。

次の質問にお答えさせていただきます。I R における金銭の貸し付けにつきましては、カジノ行為に付随した顧客への限定的なサービスとして、貸金業法ではなくて I R 整備法で認められているものでございます。I R 整備法により、厳しい規制が設けられておりまして、具体的には、カジノ行為を行う顧客に金銭を貸し付ける業務は、I R 事業者にのみ認められております。その対象も、日本に住居を有しない外国人と 1,000 万円以上の金銭を I R 事業者の管理する口座に預けている日本人等に限定して貸し付けを行うものです。

入場料の 6,000 円に関しましては、入場回数も含めて I R 整備法で決まっている規制でございます。さらに、I R 独自の規制をすることによって、依存症対策に関しましては大阪府・市も I R 事業者もお互い連携しながら、万全の対策を講じていくことになっております。

最後に広告の規制に関しましては I R 区域内においては、20 歳未満の者に対しては I R はカジノだけではなくて、複合型施設ですので、いろいろなエンターテインメント施設もあります。I R 区域では 20 歳未満の方々に配慮した形での広告ということが法律で義務づけられております。インターネット広告については、手元に資料がありませんので、そこに関しましては、詳細な回答をホームページで後日公表させていただきます。

(質問者 11)

私は昨年 1 月 27 日に枚方で開かれた 2024 年度第 3 回大阪 I R 説明会に参加し、質問させていただきました。今回はその際の回答に関わって、さらに質問をさせていただきます。昨年の第 3 回説明会では、I R 推進局から次のような回答をいただきました。

「今ご指摘いただきました、カジノ来訪者の主に日本人の来訪者のご指摘かと思えます。まず、前々段でご指摘いただいておりますとおり、納付金 740 億円の年間の収入の想定についてですけれども、これは法律上カジノ行為の粗収益から 30%、地方に 15%ということ

になりますので、その算定のもととなる数字として約 4,900 億円になります。一方で、資料 1 の 5 ページに記載しております、年間売上のゲーミング 4,200 億円については、その粗収益から、いわゆるコンプ、先ほどおっしゃったようなものを引いたものが収益として 4,200 億円とお示ししているところでございます。」

また、次のような回答もありました。

「約 1,070 万人のうちの、日帰り客の延べ人数なり、1 人当たり平均何回来るのかということについては、これについては当然私ども提案なり、区域整備計画の審査の過程で具体的内容は把握しておりますけれども、その内訳や計算方法については事業者の非常に重要なノウハウに関わる部分になりますので、お示しすることができないということになります。」

これらの回答について非常に簡単なので二つだけやらせてください。一つ目の質問です。この回答は、MGM大阪のカジノ計画では、カジノ集客のための年間予算を 700 億円と想定していることを意味します。また、日本人のカジノ入場料 1 人 6,000 円の 50%とすると定められている大阪府・市の入場料収入が年間 320 億円とされていることから、日本人のカジノ年間延べ入場者数が約 1,070 万人になることは明らかなので、それを前提とした回答になっています。ところで、このカジノの集客のためのMGM大阪が想定している年間予算 700 億円という数字および日本人の年間カジノ入場者延べ人数約 1,070 万人という数字は、大阪府・市のホームページのどこにもありません。今日の説明にもありません。府民・市民にきちんと知らせるべきです。なぜホームページに載せていないのですか。これが一つ目です。

二つ目。私が約 1,070 万人のうちの日帰り客延べ人数なり、1 人当たり平均何回来るのかということなぜ質問したかということ、日本人の年間カジノ入場者の延べ人数 1,070 万人というのは、毎週 1 回とか 2 回とか、カジノに通う依存症客を 10 万人単位で想定していると思えないからです。それを確かめたいと思つての質問でした。回答はそれを公表するとMGM大阪の利益を損なうことになるので、公表できないというものでした。私はMGM大阪の私的利益より、府民への説明責任が優先すると思つています。

次が質問なんですが、担当の I R 推進局職員は、日本人の年間カジノ入場者延べ人数 1,070 万人の内訳を把握しているということでしたが、先日府知事を辞職された吉村洋文さんはその内容をご存知だつたと思つていませんか。また、府民への説明責任より、MGM大阪の私的利益を優先して、日本人カジノ入場者数の日帰り客延べ人数 1 人当たりの平均入場者回数を公表しないと決めたのは、先日、府知事を辞職した吉村洋文さんということではないですか。

(回答)

日本人のカジノ入場者数ですとか、カジノ粗収益等々の数字がなぜホームページに載つてないのかというようなことで一点、

(質問者 11)

粗収益じゃないです。700 億円という、要するに集客のための予算。

(回答)

カジノ粗収益の 4,900 億円から売上の 4,200 億円を引いて 700 億円ということになるかと思えますけれども、そういった説明会の質疑応答やアンケート質問におきまして回答しておる内容がございまして、これらにつきましては、過去の説明会等で、当日出た質疑応答ですとか、アンケートでいただいたご質問に対する回答の中で記載をさせてもらっております。それら全て過去の説明会分を、ホームページに掲載しておるものということになっておりますので、そういったことをご理解いただきたいと思います。

もう一点、前知事が 1,070 万人の内訳を知っているのかというようなお尋ねがあったかと思えますけれども、あくまでこの 1,070 万人の内訳等、先ほど過去の説明会での職員発言も引用していただいておりますけれども、大阪府・市として把握しているものになります。それらを公開しないというような決定を行ったことにつきましても、あくまで大阪府・市として決定を行ったものということになります。

(質問者 12)

5 ページのところで、ゲーミングによる収益 4,200 億とか、それから 15 ページのところで、大阪府・市に入ってくるお金が 1,060 億とか書いてあります。それを出すにあたってもとなっているのが、14 ページ。I R 区域への来訪者数 2,000 万人というふうに書かれています。この 2,000 万という根拠、そこに内訳書いてありますけど、それ根拠になってると思ってないので、この 2,000 万人の根拠、何なのか。

こういうのを出すときはやっぱり他国のところとか、あるいは日本国内の他の施設で入場者数がこれぐらいだからとか、そういう比較があるかと思うんですけども、これが果たして一体どこからどう出されたものなのかっていうふうに思っています。

シンガポールなんかで、年間の来場者数が 4,500 万人だけれども、ゲーミングによる収益は 2,400 億円とか書いてあるんです。そうすると人数が多いのに、人数は倍以上なのに、収益は半分ほどにしかになっていない、というので、ものすごい数字を盛ってるんじゃないかなと思うんです。2,000 万人で 4,200 億の収益があるっていうのは、よそと比べて、あまりにも桁違いに多すぎる収益を多く見せているんじゃないか。だから 2,000 万人もそうだし、先ほどの 1,060 億とか、4,200 億というの、根拠が非常にわかりにくい。増やすための数字になってるんじゃないかなと思うので、そのあたりの数字の根拠をはっきりと教えてください。

(回答)

言われていましたシンガポールの年間来訪者 4,500 万人、カジノ収益 2,400 億円について

ですが、そちらの資料につきましては、平成 24 年 2 月の経産省の調査報告書に書かれている数値のデータと思われます。そのデータの話ですけれども、まず大阪 I R の年間来訪者数 2,000 万人というところは、重複カウントのない I R 区域を訪れる純粋な来訪者の数が 2,000 万人と、大阪 I R では見込んでおります。

そして言われていますシンガポールの I R 来訪者数、平成 24 年 2 月の経産省の報告書にあるマリーナベイサンズで年間来訪者 4,500 万人、それでカジノ収益が 2,400 億円という報告書でございますけれども、こちらはカウントの方法が異なりまして、重複が見込まれるセンサーによって測っている来訪者数になりまして、これは重複のない、私ども大阪 I R での見込みの 2,000 万人と、比較することは適切ではないものと考えております。

I R の 2,000 万人の来訪者数をどのように算出しているかというところでございますけれども、これにつきましては区域整備計画本体の評価基準 17 においてお示しさせていただいてるところです。まずカジノ施設への来訪者数をベースに、その他の施設の来訪者数の予測をしております。カジノ施設の来訪者数の算出につきましては、具体的に国内日帰りとは国内宿泊、海外に分類して試算しております。

国内の日帰りにつきましては、来訪地域を 3 時間圏と定めておりまして、それにグラビティモデルという、カジノの市場規模、特に日帰り客となります近隣地域からの来訪者数を予測するツールとして、その効果を実証されているモデルがございまして、それを用いた予測も参考にして推計しているものでございます。国内の宿泊は、既存の統計によります大阪府への宿泊旅行者数に訪問率を設定して推計しています。最後に海外でございますけれども、これは既存の訪日外国人旅行者数に海外の I R を参考に訪問率を設定して推計しています。区域整備計画の評価基準 17 にも記載しておりますので、またそちらでも確認いただければと思います。